

### 水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定物質の追加）

環境省は、令和4年12月23日に水質汚濁防止法の一部を改正する政令を公布しました。

水質汚濁防止法第2条第4項に規定する『公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質』（以下「指定物質」という。）に、以下の4物質が追加されました。

- ・ アニリン
- ・ ペルフルオロオクタン酸及びその塩（以下「PFOA」という。）
- ・ ペルフルオロオクタン-1-スルホン酸及びその塩（以下「PFOS」という。）
- ・ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（以下「LAS」という。）

#### 1. 経緯

指定物質は、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成23年2月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準や要監視項目等に設定された物質が指定対象とされました。

最近では、平成25年3月に環境基準へLASが追加され、平成25年3月にアニリン、令和2年5月にPFOA及びPFOSが要監視項目へ追加されました。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和4年9月15日）における審議の結果、PFOS等の4物質を指定物質とすることが適当とされ、指定物質の見直しがなされました。

#### 2. 政令改正の概要

今回の政令改正により、上記の4物質が指定物質として追加されました。水質汚濁防止法に基づき、指定物質を製造等する施設を設置する工場等の設置者は、事故等により指定物質を含む水が排出された場合、応急の措置及び都道府県知事への届出が義務付けられました。

#### 3. 施行期日

令和5年2月1日（水）

#### 参考資料

##### アニリン

主な用途：ウレタン中間体合成原料、染料・ゴム製造用薬品・医薬・農薬合成原料  
 法規制等：水生生物の保全の関する要監視項目  
 指針値 0.02mg/L以下

##### PFOS

主な用途：半導体工場、金属メッキ、フォトマスク（半導体、液晶ディスプレイ）、写真工業、泡消火剤  
 法規制等：環境基準 要監視項目 指針値  
 0.00005mg/L以下（PFOS及びPFOA）  
 水道水の水質管理目標設定項  
 50ng/L（PFOS及びPFOA）  
 (0.00005mg/L)

##### PFOA

主な用途：繊維、医療、電子基板、自動車、食品包装紙、石材、フローリング、皮革、防護服（泡消火薬剤にも使用されている）  
 法規制等：環境基準 要監視項目 指針値  
 0.00005mg/L以下（PFOS及びPFOA）  
 水道水の水質管理目標設定項  
 50ng/L（PFOS及びPFOA）  
 (0.00005mg/L)

##### LAS

主な用途：家庭用洗濯用洗剤、業務用洗剤  
 法規制等：水質汚濁に関する環境基準  
 生活環境の保全に関する環境基準  
 <河川・湖沼>

類型	LAS 基準値
生物A	0.03mg/L以下
生物特A	0.02mg/L以下
生物B	0.05mg/L以下
生物特B	0.04mg/L以下

#### 【編集後記】

昨年、群馬県の草津へ温泉旅行に行きました。草津の湯河原へ続く繁華街にあるお煎餅屋さんに立ち寄ると、そこはお米のお煎餅ではなく、麦のお煎餅が沢山並んでいました。店員の方に理由を聞いてみると、草津を開拓した際、お米を育てることが出来なかったため、栽培可能であった麦を使用してお煎餅を作るようになったそうです。立ち去り際、店員さんが『草津のお湯はとても強いので、慣れない人が、湯めぐりで何度もお湯に入ったり、長湯しすぎたりすると湯あたりを起こすので気を付けてください。』と仰ってました。温泉に入った後は、しばらく自分の体から温泉の香り（硫黄臭）がしていました。

水環境部 坂本

#### 業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント）
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテ）
- ◆ 水処理薬品部門（ホウライ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他）
- ◆ 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）



平成理研株式会社は  
 環境マネジメントシステム ISO14001:2015  
 の認証取得事業所です。

環境科学センターは  
 品質マネジメントシステム ISO9001:2015  
 の認証取得事業所です。

ISO9001 ISO14001